

【問合せ】総務部契約課 工事担当 電話 0565（34）6616（直通）
上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565（34）6653（直通）

●最低制限価格及び低入札調査基準価格（要綱の別表２）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に１０分の $\underline{6}$ を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の９を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等に１０分の $\underline{7}$ を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に１０分の８を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に１０分の $\underline{5}$ を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等に１０分の $\underline{7}$ を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を低入札調査基準価格及び最低制限価格とする。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格に１万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 予定価格の基となった設計に見積を使用した場合についても、低入札調査基準価格を設定する。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出が困難な場合においては設定しない。

●低入札価格調査における失格基準（要綱の別表３）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に１０分の $\underline{5}$ を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等に１０分の $\underline{5}$ を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に１０分の８を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に１０分の $\underline{5}$ を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等に１０分の $\underline{5}$ を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を失格基準とする。

※ 失格基準に１万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 予定価格の基となった設計に見積を使用した場合についても、失格基準を設定する。

※ 失格基準の算出が困難な場合においては設定しない。